

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678  
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 伊豆諸島群発地震で納税猶予措置

**Q** : 伊豆諸島群発地震等による災害の発生で、納税猶予措置が適用されると聞きました。対象となる地域を教えてください。

**A** : 被災地域として指定されたのは、東京都の三宅村、神津島村、新島村です。

### 【解説】

国税庁では先月、このたびの三宅島・神津島・新島近海を震源とする群発地震等による災害の発生に伴い、東京都の三宅村、神津島村、新島村を被災地域に指定し、納税猶予措置を適用することを告示しました。

指定地域では、国税に関する申告、申請、請求、届出、納付又は徴収の期限の延長が行われます。

三宅村は平成12年6月26日以降、神津島村は平成12年7月1日以降、新島村は平成12年7月15日以降に期限が到来するものについて、その期限を別途国税庁告示で定める日まで延長されることになります。

なお、申告などの期限延長は、地域指定と個別指定がありますので、指定地域以外の地域でも、今回の群発地震等による災害により、申告、申請、納付等をその期限までにすることができないと認められるときは、納税者の申請に基づいて、所轄税務署長が、個別に期日を指定して期限の延長を行うこともできます。



KIMIYO・I